

【公用廃止にかかる事務手続きの流れ】

公用廃止事前相談書(正本1部)の提出(申請者または代理人)

受付

払下げの可否を調査および関係部署へ意見聴取

(関係部署より意見回答)

公共物明示係にて各関係部署の意見を取りまとめ、申請者(または代理人)へ回答。公用廃止が可能な場合は、公用廃止申請書を配布。

約1ヶ月程度

公用廃止の対象地に確定した境界明示がなければ、境界確定手続きを行ってください。

申請者(代理人)および利害関係者等で現地立会

必要に応じて実施

約3ヶ月程度

公用廃止申請書(正本1部)の提出(申請者または代理人)

受付

公用廃止手続き

(測量図面の作成、提出)

土地表題登記および所有権保存登記

約1ヶ月程度

払下げ申請書の提出(申請者または代理人)

土地鑑定後、土地売買契約手続き

所有権移転嘱託登記・引渡し

約3ヶ月程度

都市みどり安全部 道路河川管理課

総務部
公有財産マネジメント課

申請者または代理人

総務部 公有財産マネジメント課

都市みどり安全部 道路河川管理課

※境界明示や土地鑑定にかかる費用につきましては申請者負担となりますので、あらかじめご理解ご了承ください。